

## ◇犯罪被害の一例

### 「殺人事件被害者」

**【転居、周囲からの噂】**

- ・自宅が殺害現場となり、引き続き居住することが困難となるなか、近所の噂となり、生活もままならず転居を余儀なくされる

**【自宅解体費用】**

- ・自宅は、現状のまま売却することができず解体が必要となるも、加害者から損害賠償を得られないため、犯罪被害者給付金の一部を解体費用に当てることとなる

**【転職】**

- ・転居先が遠方となるため、転職が必要となる

**【心理的負担】**

- ・公判まで1年以上の日数がかかり心労が続く

### 「強制性交等事件被害者」

**【精神的被害、休職、PTSDでの通院】**

- ・自宅に男が侵入し性被害に遭った被害者は、ショックのあまり数日間仕事に行くことができず、その後出勤を試みるも、職場で男性の声を聞くだけでも恐怖心が湧き、出勤が困難で休職となる
- ・事件について、上司にも相談できず、体調不良の名目で休職し、PTSDの治療で通院となる

**【転居】**

- ・自宅での被害のため、転居をすることとなり、転居費用が発生する

**【退職、経済的困窮】**

- ・治療は1年以上続き、職場復帰ができないまま、自己都合退職となる。休職中に貯蓄を切り崩して生活するも、食費の捻出が困難となり困窮する
- ・生活保護の受給を検討も、今後の就職活動や親族との関係もあり、申請を躊躇し家に引きこもる

## ◇犯罪被害者の抱える様々な問題の状況例

	事件後に直面する状況
心身の不調	犯罪被害者等に多い精神疾患の症状 <b>【PTSD】</b> ・再体験症状（フラッシュバック、悪夢など） ・回避状況（事件に関連することを避ける） <b>【うつ病】</b> ・気分がひどく落ち込む、何事にも興味が持てなくなる ・疲れやすくなり、食欲がなくなったりする <b>【パニック障害】</b> ・突然動悸が激しくなり、息苦しくなる ・めまいや冷や汗、手足に震え
生活上の問題	<b>【仕事上の問題】</b> ・仕事のミスが多くなり、仕事の能率が落ちる ・通院や捜査・裁判手続でやむを得ない欠勤が続く →職場との関係性が悪化 <b>【住居の問題】</b> ・自宅が事件現場となり、住宅そのものに被害 ・加害者による再被害の恐れ ・近隣の噂による精神的苦痛 →転居を余儀なくされる <b>【経済的困窮】</b> ・生計維持者の喪失や精神的ショックによる離職 ・警察や裁判所への交通費・旅費、裁判費用、弁護士費用 ・葬祭費、医療費などの負担の発生 →経済的負担の発生
周囲の人の言動による傷つき	被害者支援に関する情報不足により発生する、中傷や興味本位の質問、安易な励ましなどの二次的被害
加害者からの更なる被害	加害者からの報復など危害が加えられる不安や恐怖や事件に対する加害者の態度による精神的苦痛
捜査・裁判に伴う様々な問題	捜査や裁判にあたり、事件について何度も説明する、捜査や裁判における時間的・身体的負担

### ◇犯罪事件発生後の被害者への支援

#### 【警察】

##### ◇指定被害者支援要員制度

###### ■支援内容：

- ・事件発生直後から犯罪被害者に付き添い、必要な助言、指導、情報提供等を行い、必要な関係機関又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介・引継ぎをするなどを行う

###### ■対象事件：

- ・殺人、傷害、強姦などの身体犯
- ・ひき逃げ事件、交通死亡事故など
- ・その他必要と認められる事件（精神的被害が著しい場合など）

###### ■指定被害者支援要員の配置：

- ・事件毎に管轄する警察署が警察官を指定して配置

###### ■犯罪被害者への支援内容

###### 【付き添い】

- ・病院手配、搬送・付き添い、医師へ連絡
- ・捜査関連の付き添い

###### 【説明】

- ・犯罪被害者早期援助団体の情報提供制度
- ・関係機関の紹介及び同機関との連絡調整
- ・公判手続や「被害者の手引き」補足
- ・犯罪被害給付制度
- ・その他公費支出制度（一時保護施設借上げ経費、精神療法等費用など）
- ・事件概要や捜査の必要性の説明

###### 【ヒアリング】

- ・被害者等からの相談やニーズ対応
- ・カウンセリング要否の確認

###### 【その他】

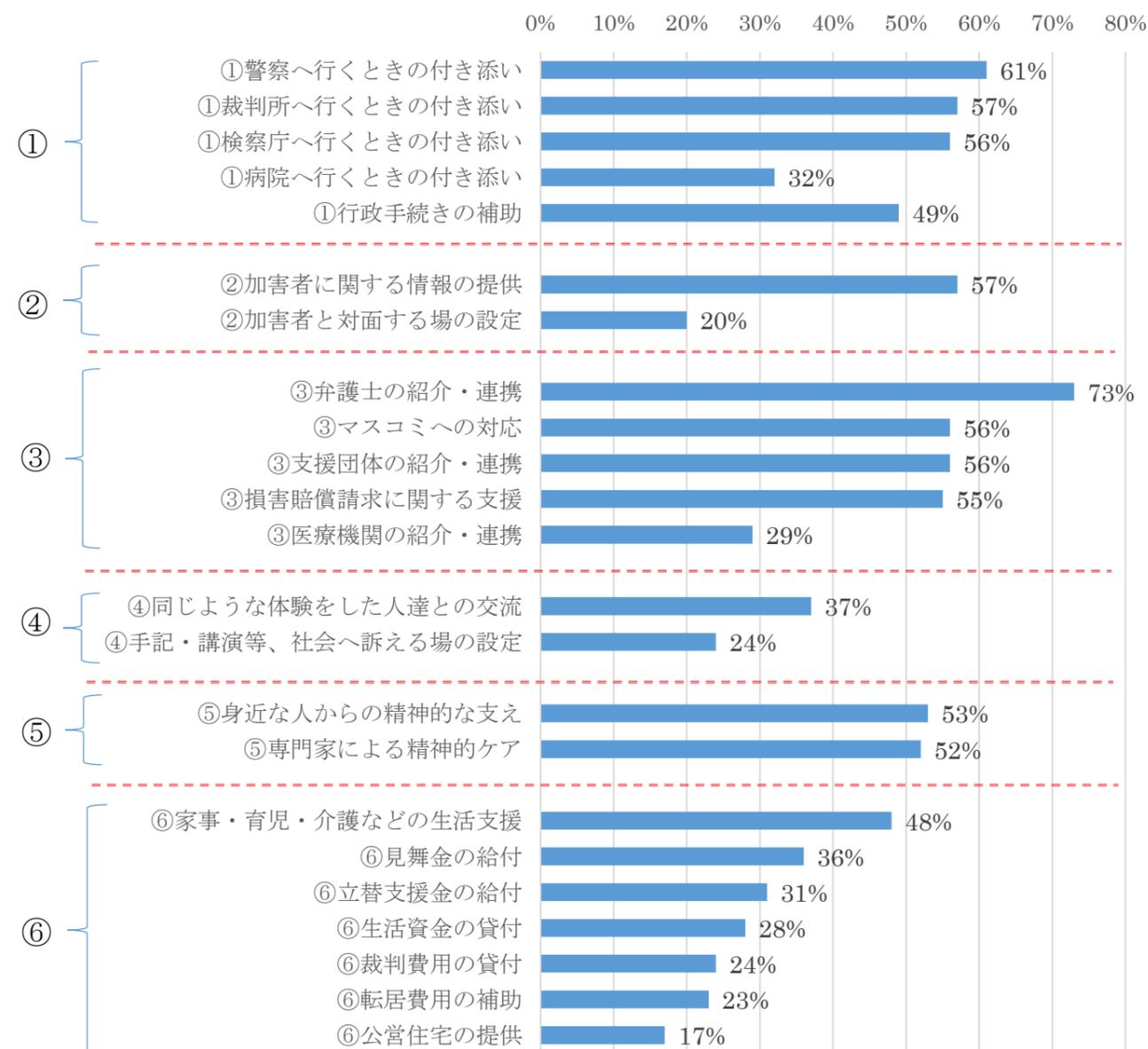
- ・再被害防止のための防犯指導
- ・報道機関への対応

#### 【犯罪被害者早期援助団体】

###### ■主な活動内容：

- ・相談業務（電話等、面接、弁護士）
- ・直接的支援活動（自宅訪問や病院、警察署、検察庁、裁判所への付添い等）
- ・申請補助業務（犯罪被害給付制度など）
- ・広報啓発活動

### ◇犯罪被害者の事件後に必要な支援



回答者数 75 名、複数回答可  
 出典元：名古屋市犯罪被害者等ニーズ調査結果報告書  
 平成29年7月名古屋市  
 （委託先：公益社団法人被害者サポートセンターあいち）

- ① 付き添いや申請補助関連 → 主に警察や犯罪被害者早期援助団体
- ② 加害者関連 → 主に警察
- ③ 各種団体や必要な機能の紹介や連携 → 主に警察や犯罪被害者早期援助団体
- ④ 団体交流や広報啓発活動 → 主に警察や犯罪被害者早期援助団体
- ⑤ 精神的ケア → 主に警察や犯罪被害者早期援助団体、市町村
- ⑥ 経済的支援 → 主に市町村